

不況

Vol. 32 1995年 1月 1日
 発行 長沼・楯谷税務会計事務所
 発行責任者 長沼 淳子

年末・年始の
 休みのお知らせ

勝手ながら
 12月29日(木)～1月4日(水)まで
 休ませていただきます



いかに生きるか 売上確保のキーワード

所長 長沼隆夫

今、中小企業の経営者に求められているのは、いかに生き残るかである。拡大発展、売上規模の拡大、社員の増加ではない。財産作り、借入金残高の減少という問題は将来の課題であろう。当分の間の経営のポイントは、生活費が賄えているか、経営者の給与が負担できているか、社員の給与が払えているか、その上で利益が出ているかを経営の尺度とせざるを得ない。その為には売上高の確保、1人当たりの粗利益の達成が、条件となる。規制緩和等経済背景、そして消費者ニーズ、得意先のニーズの変化を正確につかみ、利益の出る体制を作り、資金繰り中心の経営体質の経営から、脱皮を心がけなければならない。

《売上確保のキーワード》

- ① 便利性 手軽さ どんな注文にも応じる、客に合わせる、客を選ばない
- ② 御用聞き商法、メンテナンス的売上部門の開発
- ③ 小ロットも受注する(多品種の品揃え)
- ④ 常識、従来の概念にとらわれずに、消費者、得意先ニーズの探求
- ⑤ 主力商品を、1分野より2分野、2分野より3分野にする
- ⑥ 「デメリット」情報も堂々と提供
- ⑦ 潜在的ニーズの掘起し
- ⑧ 目標、ノルマを設定し、あきらめずに積極的に行う

源泉徴収税額表が変わります

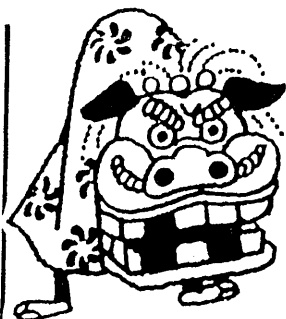
今般の税法改正により平成7年1月1日以降支給の給与等については、新しい税額表により、源泉徴収をすることになります。例えば、月額表の甲欄の場合、従来であれば社会保険料控除の金額が84,000円未満で所得税は非課税になっていましたが、今回の改正により非課税の最低限度額が87,000円未満まで引き上げられました。



甲風

温かいスタートだった師走も、半ばで本格的な寒さとなりました。

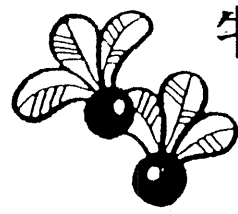
何処と忙しいこの時期、日頃音楽といえばカラオケだったりする方も、ちょっとクラシックに耳を傾けてみませんか、年の終わりには、J.S.バッハのオルガン小曲集より「古き年は過ぎ去りぬ」を、清澄なオルガンの調べは、この一年の心の整理をするにふさわしい一曲です、そして新鮮な気分を新年を迎えたい時は、シベリウスの交響曲を、北欧の心洗われる風のような曲ばかりです。新しい年が活気ある明るい年でありますように…



長期保有土地

税率39%から
 32.5%へ

12月15日、'95年度の改正大綱が決定したが、注目の土地税制については、譲渡益課税の軽減が盛り込まれました。具体的には、個人の所有する土地でその年1月1日において保有期間が5年を超えるものについては、現行の一率39%から譲渡益4千万円以下の部分に限って32.5%に税率の引き下げがおこなわれます。尚、適用は7年1月1日以後の譲渡からとなります。ここで譲渡所得の本質について述べて見ると、おおむね次のようになります。資産の譲渡のうち営利を目的とした資産以外の資産の譲渡で、その譲渡も継続的に行われるものでないものは、保有期間中に発生した値上がり益を譲渡時に清算して課税することになります。値上がり益とは、その生産性が付加価値ではなく、不労所得であるとの考えが支配的なので重課すべきとの考え方もありますが、長期間にわたる資産の保有により実現したものであるため超過累率を適用して重課するのも実情に即しないとして、分離課税が採用されています。



特別減税

所得税・住民税の
 20%を軽減!

《確定申告をされる方の特別減税について》

(1) 特別減税の対象について

平成6年分の特別減税の対象とされる所得税のもととなる所得税範囲は、総合課税の対象となる所得(給与所得、事業所得、不動産所得、配当所得など)退職所得、申告分離課税の対象となる所得(土地等の短期重課・超短期重課に係る所得、申告分離課税の株式等に係る譲渡所得など)で確定申告の対象となるものということになります。

(2) 特別減税の額

特別減税の額は、特別減税前の所得税の20%相当額です。

但し、その20%相当額が200万円を超える場合には200万円が限度となります。

特別減税前の所得税とは、配当控除、住宅取得等特別控除などの税額控除の額を控除した後の所得税をいいます。

個人住民税も20%相当額が減税されます。

ご存じですか!

小規模共済制度

① 掛金の全額が社会保険控除の対策となり、所得から全額が控除されます。

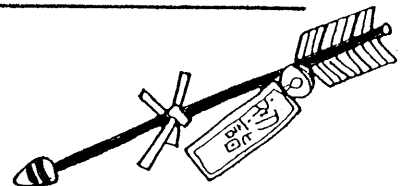
(税額より控除ではありません)

② この掛金は、中小企業の経営者の為の退職金と言えるでしょう。

③ 小規模企業共済制度は、政府がやっているため、事務費は政府が賄い、補助金も出ているので有利です。

④ 内容及び加入の手続きについては、私共の担当者にお聞き下さい。

編集後記



いよいよ1995年の幕明けです。「不況」という言葉がすっかり耳馴れてしまいましたが、ある人が「今年ぐらいいから徐々に景気が上向きになるであろう」とあるテレビ番組で述べていました。その言葉を信じつつ新年をスタートさせたいものです。事務所一同、皆様方の役に立てるよう今年も頑張りますのでよろしくお願いします。